

様式第 4 号

令和 7 年度 第 1 回
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 7 年 7 月 7 日(月) 13:23～14:55
開催場所	桐生市水道局第 3 会議室
出席委員	委 員 長 内田 光人 (弁 護 士) 委員長代理 目崎 有紀 (税 理 士) 委 員 本島 邦行 (群馬大学教授)
市側出席者	総務部長、都市整備部長、都市整備部副部長、地域振興整備局長 水道局長、他約 30 名
	今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。 1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である目崎委員長代理から次のとおり抽出結果の報告があった。 (抽出結果報告) 令和 6 年度下半期に発注した工事 72 件、測量コンサルタント等の委託 3 件の中から、入札金額・落札率などを考慮し、7 件を抽出した。 2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。 3. その他 ・次回会議は令和 7 年 11 月予定とし 8 月に日程調整をすることとした。 ・次回の抽出委員は本島委員となった。

委員	担当課及び事務局
1. 指名競争入札 舗装道新設工事 舗装<担当：土木課> <工事概要> (市単) 施工延長 L=34.5m、舗装工 A=133.3m²、 上層路盤工 A=133.3m² ○1 業者が入札書の提出なしで失格となっているが、辞退届を出さないことによる罰則はあるのか。 ○同値により抽選で決定とあるが、その抽選の方法とは。 ○落札率 100%になった経緯は。 ○同額かつ入札率 100%の金額で 4 者が入札しているが、これはよくあることか。 ○契約変更があるが、こういった変更理由によって金額が変更されることはよくあることか。また、その理由が妥当であった場合、金額を変更して発注するということか。 ○協議とはそもそも誰と誰の協議か。 ○予定価格を定める段階で、排水等廃棄物の中間処理方法等の費用発生は想定していなかったのか。 ○選定要綱に従えば 4 者以上の選定だが、5 者選定した理由は何か。	●罰則はない。 ●電子入札システムによる抽選である。 ●本工事の工期が舗装工事の集中する時期で、業者の技術者不足や舗装施工する下請け業者の見積もりが高かったためだと推測される。 ●よくあることではない。舗装工事が集中する時期で、業者が工事を請け負いたくなかった等の背景があるのだと思われる。 ●変更はよくある。なお、変更する場合は協議書により監督員と業者間で協議を行い、増額の必要性があれば増額する。 ●今回の工事は、土木課の監督員と請負業者の現場代理人との協議である。 ●群馬県からの通達により、排水の産廃処分費は当初設計に計上せず、施工条件明示書に設計変更の対象となる旨を明記し対応することになっている。 ●特に理由はないが、業者の手持ちの工事数等を考慮して 5 者の選定とした。

2. 指名競争入札 桐生市新里福祉センター高温水配管更新工事 機械器具設置〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 【市単】1. 高温水配管更新工事 1 式 ○どのくらいの周期で更新するのか、また、前回の更新はいつ頃であったか。 ○変更が生じた理由と、それは現場を精査しなければわからなかったのか。 ○変更後の設計額については、業者に伝えているか。 ○令和 2 年頃から漏水があったとのことであるが、このようなことは桐生市内でほかにもあるのか。 ○予定価格の算出根拠は。 ○入札参加資格を有する専門業者を対象として指名したとあるが、全部で何者いるのか。 ○事前にいただいた令和 6 年度の級別格付け表には出ていなかったが、桐生市に本社があるものだけなのか。 ○予定価格が 4200 万円ほどということで、一般競争入札でもよかったと思うが、なぜ指名競争入札に	●何年で改修するという決まりはない。令和 2 年ごろから漏水の事故があり施設への供給が滞っていたため、修繕等を繰り返していた。 ●変更理由については、現場の土圧等もあり、業者と精査調整をし、一般的な施工方法ではなくグレードの高い施工方法の方が良いということになった。 ●協議書を出していただき、人工が上がってしまうという協議をしたうえで設計額を増額している。 ●今回は、一般的な水道管の工事とは異なり、少し特殊な例である。 ●国や県の積算基準や公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出している。それがないものについては、刊行物を参考にしたり見積もりを徴収し算出している。 ●桐生市に登録がある機械器具設置の業種の登録業者は、桐生市内で 6 者、群馬県内で 45 者、県外で 179 者、全部で 230 者。これは機械器具設置の業種で登録しているすべての業者になるため、全部の業者がこの工事をできるというわけではない。 ●土木一式、建築一式、舗装、電気、管の 5 業種以外は格付け表を作っていない。 ●先ほど申し上げた 5 業種については条件付き一般競争入札で行っているが、機械器具設置は 230 者も
--	---

したのか。 ○今回この 7 者を選定した理由は、過去の工事实績等を踏まえてということか。 ○選定するときの基準は、例えば点数等で数値化されているのか。 ○担当の中では 230 者のうち工事ができる業者を把握しているのか。 ○2 者辞退してしまっているため、もう少し多めに選定してもよかったのではと思うが、事前にはわからないのか。 3. 一般競争入札 桐生市旧本庁舎解体工事 建築一式〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 【起債】旧本庁舎（本館：鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 4 階建て、延床面積 6137.42m²、新館：鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 7 階建て、延床面積 8675.36m²）、銀行及びごみ集積所などの解体工事 ○以前の桐生市議事堂解体工事では、最低制限価格が 75%だったと思うが、今回の桐生市旧本庁舎解体工事は 92%に上がっている。その違いは。 ○アスベストは関係しているか。 ○指名選考委員会での審査を経て決定とあるが、こ	あるため、施工経験等を踏まえ担当課で業者を選定し指名競争入札を行った。 ●本工事は少し特殊なもののため、専門的な知識を持つ機械器具設置業者の中から桐生市内に実績のある県内の 3 者と市内の 4 者を選定した。 ●格付け表を作成していないため、点数ではなく実績に基づいてということである。 ●今回の特殊な溶接ができる市内業者 4 者と県内でも実績のある 3 者の計 7 者とした。 ●辞退については業者の手持ちの工事数等によるため、我々も把握はできない。 ●最低制限価格の算出方法を令和 6 年 4 月 1 日の案件から、国の中央公契連モデルに変更したため。 ●中央公契連モデルに基づき算出した金額が 92%となったため、アスベストは直接的な関係はないと思われる。 ●指名選考委員会の委員は、副市長、総務部長、共
--	---

の指名選考委員会の委員と選考内容は。 ○指名選考委員会は1回それとも複数回の開催か。 ○入札参加資格要件の(2)は確認したのか。 ○共同企業体の結成要件は、自主結成方式となっているが、いつも同じような構成員で共同企業体が結成されるのか。 ○今回は2共同企業体だが、大体2共同体くらいで入札が行われるのか。 ○JVの案件はどうしても競争相手が少なくなってしまうが、桐生市外の業者も参加させるというのはいかがか。 ○予定価格は、公表されている資料だけではなく、参考見積を徴収したりするのか。 ○参考見積を取るときは、入札してくることが予定されている業者から取るのか、それとも全く関係のない業者から取るのか。 ○金額が大きいと企業努力によって差が出てくると考えるが、結果的に落札率が高いのが気になる。	創企画部長、都市整備部長、水道局長、契約検査課長、以上6名。一般競争入札のため、公告の入札参加資格要件等を審査した。 ●1回。 ●確認した。 ●案件により組み合わせは変わる。 ●2～3共同体くらい。 ●本工事は、桐生市内に本社又は営業所を有するものでA等級又はB等級まで広げており、全部で21者である。もう少し活発に市内業者で共同企業体を組めば5～6企業体はできると思われるが、結果的に2者の申請となった。 ●予定価格は最終的に契約検査課で決定するが、その前段として、設計金額という形で国や県の積算基準に則り建築住宅課で金額を出す。今回の解体工事は専門的な工事のため、解体の専門業者に見積りを取り、それらを取りまとめ経費を乗せたものについて設計金額として算定している。 ●指名業者から見積もりを徴収することはない。 ●高落札率な理由は我々もわからないが、設計額については基準に基づき設計しているため適正な価格だと考えている。また、予定価格を公表しているため、業者としても参考のラインを把握した中で、どこまで利益を確保していくかで入札価格が決まる。落札率が100%に近いということは、我々の設計金額
--	---

4. 一般競争入札 荒神山展望台更新工事 土木一式〈担当：黒保根支所地域振興整備課〉 〈工事概要〉 (県補・過疎債)・転落防止柵撤去 13.5m ・転落防止柵設置 9m ・既存サイン修繕 1 基 ・展望台解体撤去 1 基 ・展望台設置工 1 基 ○辞退理由に搬入路が狭くとあるが、県の標準単価や歩掛での単価の違いはあるのか。 ○入札参加申し込みから入札受付までに質問はあったか。 ○転落防止柵の撤去と設置に差が出ている理由は。 ○入札参加資格審査に関して、事後審査方式なのはどういう経緯か。 ○事後審査で不適切となることもあり得るか。 ○その場合はどうするのか。 ○入札業者が黒保根と新里の業者であるが、桐生市街地の業者が入札しづらい事情があるのか。 ○結果的に2者の入札で1者辞退しているため競争になっていない。桐生市建設工事等請負業者選定要綱第9条では、競争性の確保等を考慮し、やむを得ない場合には金額区分の変更が可能とされている	が実際の市場価格と乖離が小さく適正な価格であると考えている。 ●ある程度の条件はシステムに入れ込んでいる。 ●ない。 ●展望台の形が変わり、以前と同じ場所に柵を設置したわけではないため。 ●以前から条件付き一般競争入札の場合は、この方式である。 ●技術者がいない場合には無効となる。 ●その業者には頼めない。次に安く入札した業者の技術者を調べ、要件に不足がなければその業者が落札業者となる。 ●工事場所は標高 600 メートル近いところであり、業者は条件の良し悪しを見ていると思われるが、桐生市街地の業者がいないことについてはわからない。 ●業者が辞退するかどうかはわからないため、特に検討はしていない。また、我々の範囲では過去に検討したことはない。
--	--

が、その検討はしたか。また、過去に検討したことはあるか。 5. 一者随意契約 流域関連 広沢川十号雨水幹線築造付帯工事（R6 広沢 1 号） 土木一式〈担当：下水道課〉 〈工事概要〉 （市単）搬入路築造工 V=102.0m³ 雨水仮排水工 L=35.0m ○令和 5 年の下半期にも付帯工事をやっていると思うが、本體工事に関連した付帯工事はいくつ発生しているか。 ○本體工事の工期は。 ○三次変更理由の仮設工の増工及び減工の金額はいくらか。 ○本體工事の入札時に付帯工事も含めてできなかったのか。 ○今回のように付帯工事を本體工事の受注者が行うことはよくあることなのか。 ○一次変更の理由で転石とあるが、どのくらいの規模の転石であったか。 6. 指名競争入札 ろ過池更生工事（1 号池） 機械器具設置〈担当課：浄水課〉 〈工事概要〉	●令和 5～6 年で継続して行っている。 ●令和 6 年度の雨水幹線築造工事は令和 7 年 6 月 2 日である。 ●増工及び減工合わせて 113 万 3000 円。 ●搬入路築造は施工計画の中でどの程度必要かを判断して行うため、本體工事の中に含めることもできないことはないが、工事の効率性を保つため付帯工事として発注した。 ●一般的によくあることである。 ●ボーリング調査では、10 センチの径で 10 メートルほどまでは調査するが、その中で取れた石で判断するしかない。実際現場を掘削したところ、1 メートルほどの石も出てきた。
---	---

ろ過池更生工事（1号池） ろ過池更生工 1池 塗装工 1池 ○辞退業者がかなり多く、入札したのが1者であるが、特殊な工事であるのか。 ○更生工事はどのくらいの周期で行うのか。 ○辞退理由の中に、予定価格の範囲内での金額での工事実施が困難なためという業者が1者あること、また、7者中6者が辞退したことの理由は。 ○特殊な案件に関しては、桐生市内に本社又は営業所があるという要件を取り除き、より広く入札させた方が、指名業者の辞退が減ったり、より安価で請け負ってもらえる可能性もあるのでは。 ○条件付き一般競争入札にしなかった理由は。 7. 一般競争入札 配水小管改良工事 管〈担当：工務課〉 〈工事概要〉 HPP φ50 配水小管改良 L=173m 給水切替 7箇所 舗装復旧 222m² ○予定価格 915 万円からすると、業者は B 等級か。	●特殊な工事である。 ●使用状況にもよるが、20 年に 1 回。 ●金額の合わない業者は、下請けに見積りを取ったら合わなかったということが予想される。また、技術者の配置が困難なためというのは、技術者はいるが他の工事をやっていて今回の工事に充てることができないということでの辞退であると思われる。 ●今回の工事は、ろ過池更生工事を関東圏内で専門で行っている市外業者 2 者を指名している。 ●特殊な工事であり、調べたところ関東圏内で 2 者のみとなってしまう、競争となるのかということや、手を上げる業者がいなかった場合を考慮した。また、浄水場のため、経験がある業者に施工してもらいたいということもある。 ●税込みの設計額は 1000 万円を超えるため、A または B 等級となる。
--	---

○指名選考委員会での審査を経て決定したとあるが、これは3つ目の案件と同様の委員で行われたのか。 ○3者のうち2者が辞退してしまっているが、これは仕方がないのか。 ○指名選考委員会での審査は議事録を作成しているか。 ○条件付き一般競争入札で、参加申請をしても辞退する業者が出てしまい、結果的に競争にならないことがあるが、桐生市として入札参加資格要件を緩めていくということは考えがあるのか。	●認識のとおり。 ●参加申請から応札までの期間にほかの工事を受注してしまった等の理由が推測される。 ●作成していない。 ●今回抽出された案件は、偶然辞退が多く、全体的にみると7～8者が手を挙げてくれる工事が多い印象であるため、その点については追って研究する。
---	---